

三原市デジタルファースト実行計画

令和4年3月



目次

1 策定に当たって	… 3
(1) 趣旨	… 3
(2) 計画の位置づけ	… 5
(3) 計画の期間	… 6
(4) “デジタル化”の定義	… 7
(5) 取組の方向性	… 8
2 めざす姿	… 10
3 基本姿勢	… 12
4 取組の全体像及び工程	… 13
5 取組事項	
(1) 市民サービス	… 14
(2) 行政運営	… 19
(3) 関係人口創出	… 23
6 推進方法	
(1) 推進体制	… 26
(2) 人材の確保・育成	… 28
参考：用語集	… 29

1 策定に当たって

(1) 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、情報の伝達、データの活用、システムの利用など、日本全国でデジタル化の遅れによる課題が顕在化しました。
- 国は、行政を含む社会全体のデジタル化を推進することが、多くの課題解決や経済成長に資するものと考え、「新たな日常」としてのデジタル社会の形成に向けて、令和3年9月にデジタル庁を創設し、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めています。
- こうした背景のもと、三原市は令和2年11月に「三原市デジタルファースト宣言」を行い、「市民サービス」、「行政運営」、「関係人口創出」の3つの柱で、デジタル技術を活用した取組を第一に行うこと（デジタルファースト）を宣言しました。
- デジタル化の取り組みを通じて諸課題を解決し、三原市が、住んで良かったと実感できて、応援したいと思われるまちになるために、三原市デジタルファースト宣言に基づくデジタル施策の推進方針として、本計画を策定します。



1 策定に当たって

(1) 趣旨（つづき）

参考：三原市デジタルファースト宣言（令和2年11月）

三原市 誰一人取り残さない「デジタルファースト宣言」

宣 言

これからの人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、情報通信基盤の進化や社会全体のデジタル化に対応しながら、持続可能な行政運営を行うためには、Society5.0時代にふさわしい行政のデジタル化を進めていく必要があります。

三原市は、デジタル技術を活用して、市民の皆さんがいろいろな場面で便利さを通じて、「三原に住んでよかった」と実感し、市外に住む人たちには様々なつながりを通じて「三原市を応援したい」と思われるまちづくりに取り組めます。

また、デジタル化が、市民の生活や健康、教育や働き方、そして情報の発信と受取りなど、様々な分野で進展する中、その利点を活かし、誰一人取り残さない政策につなげていきます。

その実現のため、三原市では「市民サービス」「行政運営」「関係人口創出」にデジタルファーストで取り組むことを、ここに宣言します。

令和2年11月17日

三原市長 岡田 吉弘

三原市 誰一人取り残さない「デジタルファースト宣言」

3つのデジタルファースト

市民サービスの デジタルファースト

デジタル化により、教育、子育て、防災、福祉、経済活動など様々な場面で市民が便利さを実感できるまちをめざします。

- ◇ 電子申請手続きの充実
- ◇ マイナンバーカードの普及・活用促進
- ◇ タブレット等を活用した窓口業務のデジタル化
- ◇ 各産業分野におけるデジタル化の支援（キャッシュレス化、テレワークなど）
- ◇ 教育分野におけるICT活用の推進
- ◇ 多様な市民ニーズに合わせた情報発信

行政運営の デジタルファースト

デジタル化により、効率的な行政運営と職員がより市民に寄り添ったサービスの提供ができることをめざします。

- ◇ AIやRPAの活用による業務の効率化
- ◇ Web会議、テレワークによる柔軟な働き方の推進
- ◇ 庁内会議のモバイル化、電子決裁化によるペーパーレスの推進
- ◇ クラウドサービスを活用した業務の効率化
- ◇ オープンデータ化の推進

関係人口創出の デジタルファースト

デジタル化により、市外に向けた情報発信とマーケティングをより戦略的に展開し、関係人口の拡大をめざします。

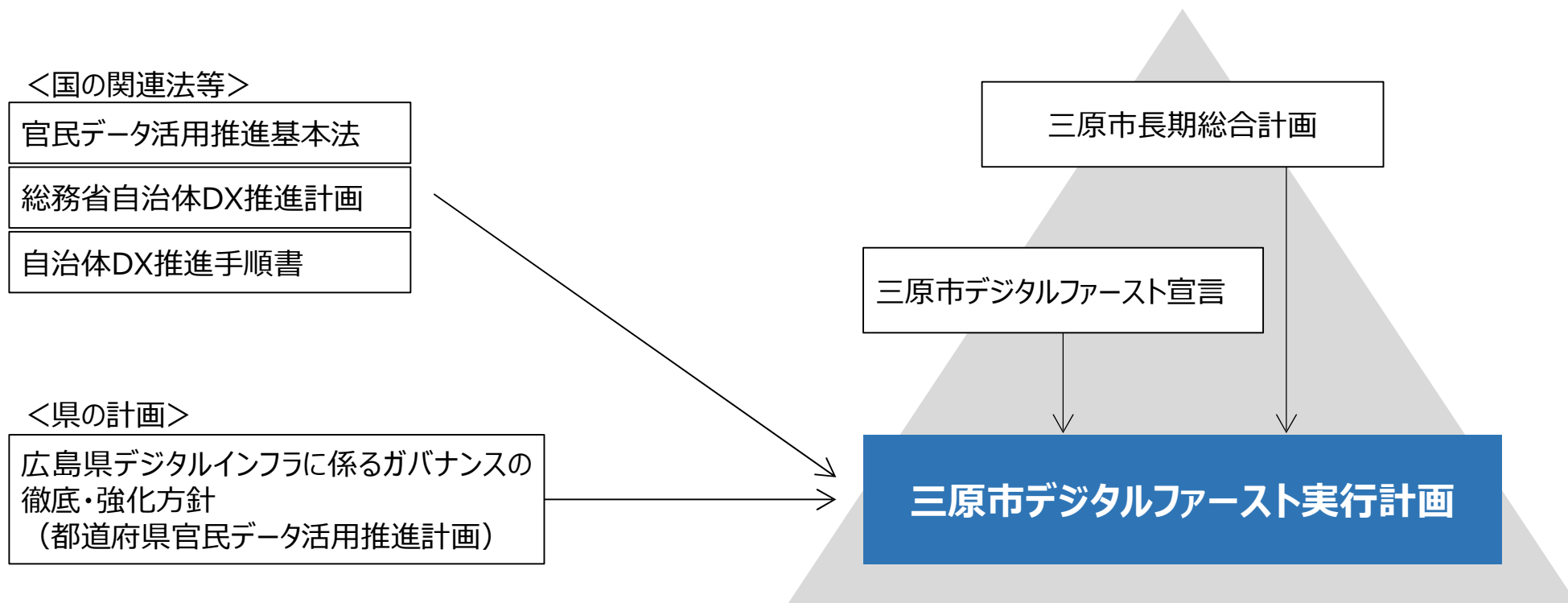
- ◇ プロモーションのデジタルファースト
- ・ 魅力発信におけるコンテンツの強化
- ・ ターゲットに向けて伝わる情報発信
- ・ デジタルマーケティングの強化
- ◇ 交流から関係・移住につなげる取組
- ・ 観光情報のデジタル化推進
- ・ デジタルコンテンツを活かしたふるさと納税の促進
- ・ リモートワークや副業、ワーケーションなど関係人口拡大
- ・ デジタル化を通じた移住希望者となつる取組の強化

三原市デジタル化推進計画・官民データ活用推進計画（仮称）の策定

1 策定に当たって

(2) 計画の位置づけ

- 三原市長期総合計画を上位計画として、三原市デジタルファースト宣言に基づくデジタル施策の推進方針を定める計画です。
- 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条3項に基づく市町村官民データ活用推進計画として位置づけます。
- 総務省自治体DX推進計画（令和2年12月）及び自治体DX推進手順書（第1.0版令和3年7月公表）で要請される取組事項及び全体方針を盛り込みます。



1 策定に当たって

(3) 計画の期間

- 令和4年度～令和7年度（4年間）とします。令和3年度から体制を整備し計画策定と実証実験に取り組んでおり、特に令和5年度までの期間で集中的に取り組めます。
- 各事業の推進に当たっては、国が進める施策との整合を図る必要があることから、関連計画等の終期と同様に設定します。
 - ・ 総務省自治体DX推進計画の期間（令和3年1月～令和8年3月）
 - ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく、自治体基幹業務システムの標準準拠システムへの移行期限（令和8年3月）
- ただし、国の動向や社会情勢、技術動向等は急速に変化していくことが予想されるため、変化の状況に応じて、計画内容は適宜見直します。

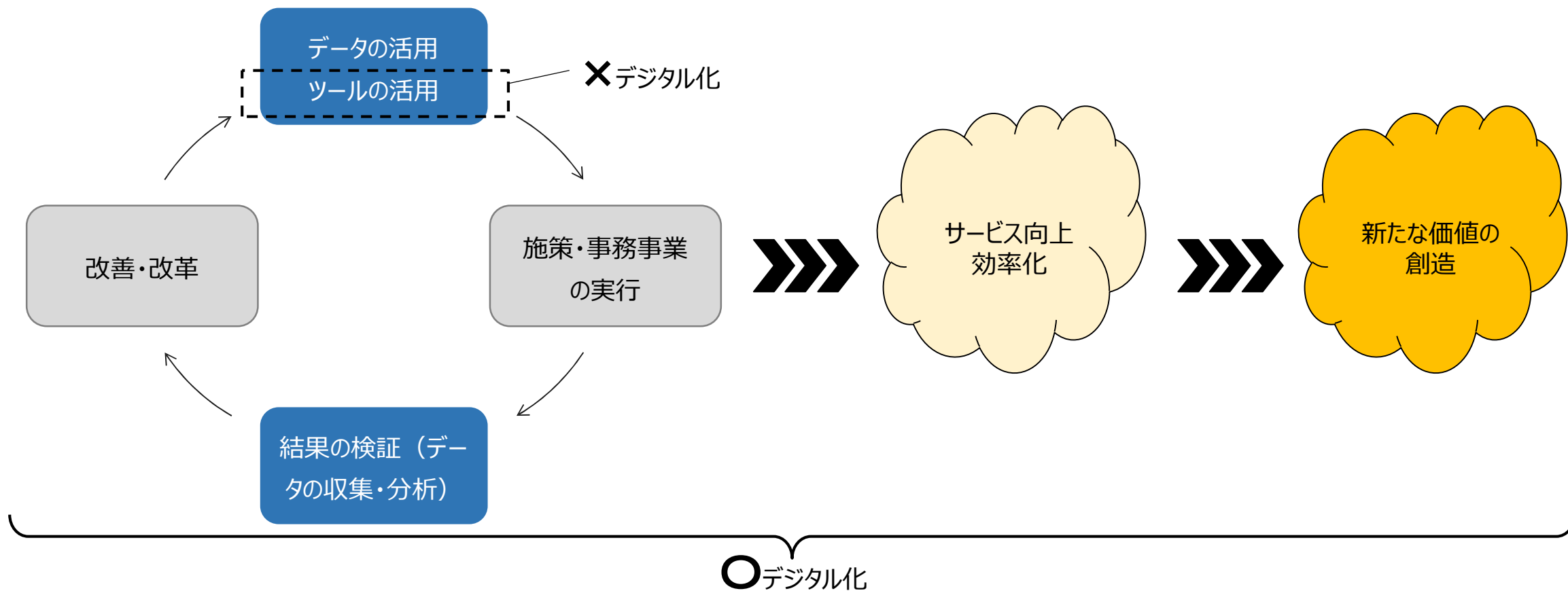


1 策定に当たって

(4) “デジタル化”の定義

- 三原市におけるデジタル化とは「“データ”と“ツール（データを扱う道具）”を活用して、施策・事務事業の実行と改善・改革を繰り返して、新たな価値の創造につなげること」と定義します。

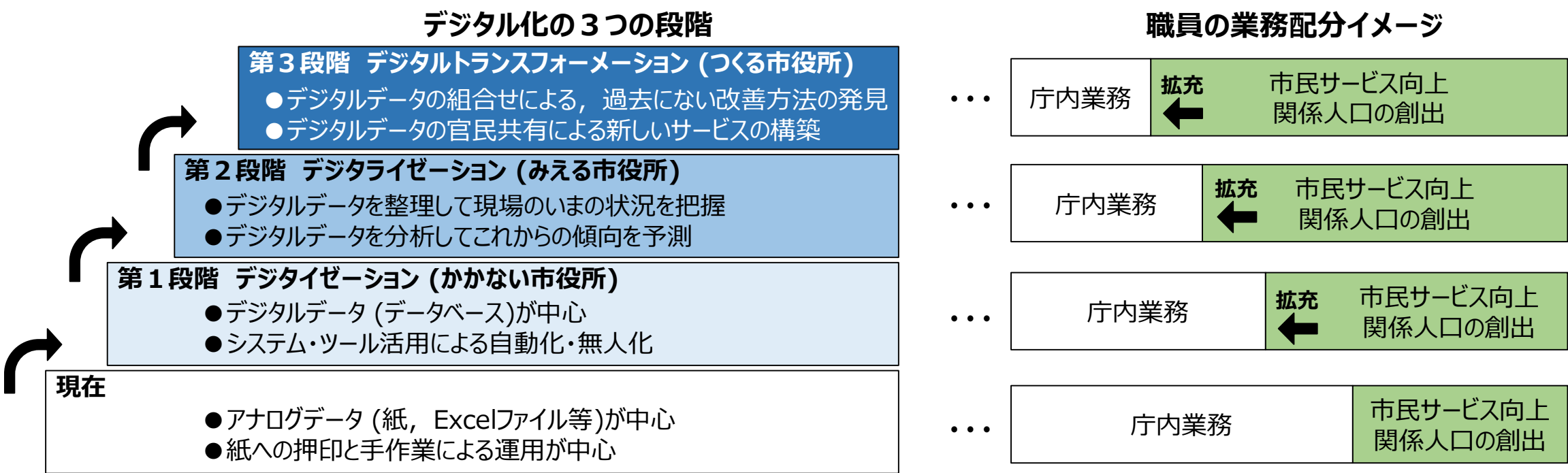
※ ツールを使うことだけがデジタル化ではありません。データを収集・分析して改善・改革を繰り返していくプロセスが重要です。



1 策定に当たって

(5) 取組の方向性

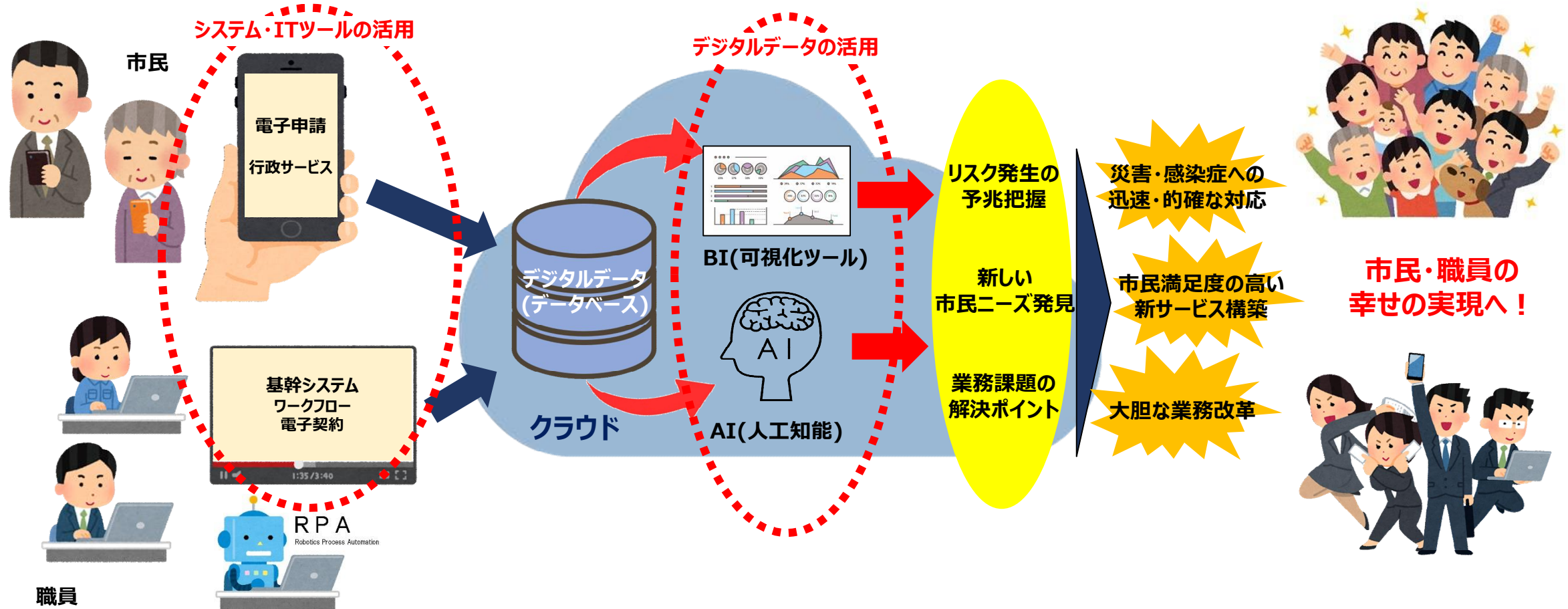
- デジタル化には3つの段階があると言われています。デジタル化による新たな変革を創造する“デジタルトランスフォーメーション”（第3段階）を実現するためには、第1段階・第2段階から着実に取り組む必要があります。
- 近年、スマートシティやスーパーシティを目標に掲げてデジタル化に積極的に取り組む自治体が増えている中、三原市においても、早急に取り組を進めていく必要があります。
- デジタル化の各段階を推進するためには職員のマンパワーと実施するコストが必要です。まずは手作業が中心の非効率な庁内業務（行政運営や市民サービス提供等のための内部の事務処理）のデジタル化を実現し、そこから生み出されたマンパワー・コストを、市民サービス向上や関係人口創出の取組に配分していく必要があります。



1 策定に当たって

(5) 取組の方向性（つづき） 参考：デジタル化で実現できること

- システム・ITツール導入による，庁内業務の効率化や各申請手続のペーパーレス化・押印廃止だけがデジタル化ではありません。
- デジタル変換されたデータを，AI(人工知能)やBIツール(データの可視化ツール)の活用を通して，職員の経験や勘からでは生み出せなかった業務改善策や，未来へ繋がる新事業の創出，災害や感染症など未知のリスク発生時における迅速かつ的確な対応など，変革的イノベーション(デジタルトランスフォーメーション)が実現できます。



2 めざす姿

- 三原市デジタルファースト宣言（令和2年11月）に基づく「市民サービス」、「行政運営」、「関係人口創出」の3つの柱でデジタル化を推進することにより、2つの姿をめざします。

1

デジタルを使う人も、使わない人も、市民がデジタルによるサービス向上の恩恵を受けている

- 市民が自らデジタルを使うことによるサービス向上（例：行政手続のオンライン化）はもちろんのこと、デジタル化による間接的なサービス向上（例：庁内業務の効率化）、市内で新しい技術・サービスが提供されることによる市全体のサービス向上を通じて、デジタルを使う人も、使わない人もサービスが向上し、その恩恵を受けている状態をめざします。

2

三原市がデジタル施策に取り組むまちであることが市民・市外の人から認知されている

- 市民が住み続けたいと感じ、市外から行きたい・住みたい・つながりたいと思ってもらうきっかけの一つとして「デジタル施策に取り組むまち」であることが市民や、市外の人たちも認知されている状態をめざします。
- デジタルを活用して市内外の人とのつながりを広げるとともに、市内外のさまざまな企業・団体・人材から提案や協力を呼び込み、さらにサービスが向上する好循環につなげます。

2 めざす姿（つづき）

指標

1

デジタルを使う人も、使わない人も、市民がデジタルによるサービス向上の恩恵を受けている

重要業績評価指標
(KPI※)

- 市民満足度「デジタル技術の利活用により、生活や行政サービスの利便性が向上している」
R3年度 16% ⇒ R7年度 上昇
- 市民利便性「電子申請などデジタルを使って市の手続きをしたことがある市民の割合」
R3年度 未計測 ⇒ R7年度 上昇
- 職員満足度「市役所としての“デジタル化”の取組状況」 R3.5月 21% ⇒ R7年度 上昇

2

三原市がデジタル施策に取り組むまちであることが市民・市外の人から認知されている

重要業績評価指標
(KPI※)

- 全国自治体の電子化推進・情報化のランキング（総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」、デジタル庁「市町村のデジタル化の取組に関する情報」等に基づく民間調査を想定）
R3年度 - ⇒ R7年度 上昇
- 三原市のデジタル施策の取組がニュース（ローカルを除く新聞・テレビ、インターネットサイト等）に取り上げられた数
R3年度 - ⇒ R7年度 上昇

3 基本姿勢

- デジタル化に取り組む市・職員の姿勢として **3つのファースト（ファスト）** を意識して取り組みます。

1

デジタルを“ファースト”（第一）に

- デジタルは、サービスの効率・付加価値を高め、市民一人ひとりに寄り添ったサービスが提供できる可能性を秘めています。また、「デジタルとは関係ない」と思う課題の中にも、新しい技術・サービスで解決できることがたくさんあります。そのため、あらゆる課題についてデジタルを活用する視点を第一に検討します。
- 一方で、すべての市民が同じようにデジタルを使いこなせるものではありません。誰一人取り残されない市政を実現するために、デジタルで効率化し生み出した資源（ヒト・モノ・カネ）を使い、デジタル以外の方法で市民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供します。

2

デジタルで“ファスト”（素早く）に

- デジタルの良さは小さく始められて、状況に応じて形を変えたり止めたりできることです。あらゆる場面を想定した慎重な検討も必要ですが、「まずやってみる」という姿勢を大切に、試行や実証実験を積極的行います。

3

デジタルの“ファースト”（先頭）に

- デジタルの世界は常に新しい技術・サービスが生まれています。既成概念にとらわれず、目の前の課題に向きあう中で、前例がなくても、新しい技術・サービスを取り入れていきます。そのことにより、三原が“デジタルで頑張っているまち”と市民・市外の人からも認知されるように取り組みます。

4 取組の全体像及び工程

取組事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 市民サービス 1 行政手続のデジタル化 （行政手続のオンライン化，庁舎・施設等のキャッシュレス化，窓口・相談業務のデジタル化，電子契約） 2 マイナンバーカードの普及・利活用 3 データの利活用 4 デジタルデバйд対策 5 地域社会のデジタル化	電子申請・キャッシュレス決済等の一部実施	電子申請・キャッシュレス決済等を順次拡大 子育て・介護等手続のびったりサービス活用開始			
	普及促進		利活用場面の拡大		
	情報収集・試行	取組を順次拡大			
	スマホ教室試行	スマホ教室等のデジタルを学ぶ場・機会の拡大			
		公共施設への公衆無線LAN整備			
		取組を複数分野へ順次拡大			
2 行政運営 1 デジタルツール活用による業務改革 （業務プロセスの再構築，デジタルツール・RPA活用） 2 場所に捉われない働き方改革 （ペーパーレス化・テレワーク推進） 3 情報システムの全体最適化 情報システムの標準化・共通化 4 データの利活用（再掲）	全庁業務量調査 テレワーク環境構築・運用開始 強靱化機器更新 情報収集 情報収集・試行	業務プロセス見直し・RPA等ツール活用を順次拡大 テレワーク・ペーパーレス環境を順次拡充 ネットワーク・セキュリティの再構築 基幹業務の標準準拠システム・ガバメントクラウド移行完了 取組を順次拡大			
3 関係人口創出 1 プロモーションのデジタルファースト 2 デジタル・リアルの融合による交流・関係・移住の拡大 3 テレワーク等による関係人口の拡大		取組を順次拡大			

5 取組事項 (1) 市民サービス

1-1 行政手続のデジタル化

紙・ハンコ・現金・対面による手続を減らし、行政手続の利便性を高めます。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
1-1-1	行政手続のオンライン化	・押印見直しの進捗に併せて、押印が不要な手続は原則オンラインで申請を受け付ける。 ・子育て・介護等の「特に国民の利便性向上に資する手続」は、令和4年度中に国の電子申請サービス「ぴったりサービス」で申請受付を開始する。 ・電子申請が進まない要因を分析し、解決できるツール・サービスの導入、業務プロセスの見直しを行う。	・全申請手続き数のうち電子申請可能な手続き数
1-1-2	庁舎・施設等のキャッシュレス化	・庁舎窓口や公共施設の支払にキャッシュレス決済を導入する。 ・電子申請への電子決済機能導入を検討する。 ・電子請求・法人版クレジットカードなど、市民の利便性向上、庁内業務事務の効率化に資するキャッシュレス化手段を積極的に検討・試行する。	・キャッシュレス決済を導入した窓口・施設数
1-1-3	窓口・相談業務のデジタル化	・Web会議ツールやチャット、LINE等を活用して、非接触で相談や説明ができる機会を増やす。 ・AIを活用した相談記録作成支援など、デジタル技術を活用した窓口・相談業務の効率化・高度化を検討・試行する。 ・行政手続のオンライン化が広く普及するまでの間、来庁時の手続きを効率的に行うことができるデジタルツールを導入する。	・窓口・相談業務のデジタル化の取組件数
1-1-4	電子契約	・契約書の作成・締結を電子署名で行う「電子契約サービス」を導入する。契約相手方の意向を踏まえながら、対象契約の範囲を順次拡大する。	・電子契約による契約件数

5 取組事項 (1) 市民サービス

1-2 マイナンバーカードの普及・利活用

「令和4年度末までにほぼすべての国民にマイナンバーカードが行き渡る」状態をめざす国の方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及と利活用を促進します。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
1-2-1	マイナンバーカード広報	・マイナンバーカードを取得・活用しようという機運を醸成するため、国の施策と連携し、様々な媒体を活用して市民に対する広報を積極的に行う。	・広報手段数、回数
1-2-2	マイナンバーカード申請・交付	・出張申請の回数、申請補助を行う場所を増やし、マイナンバーカードの申請者を増やす。 ・時間外・休日の受け取り、事前予約制、申請時来庁方式の導入等により、マイナンバーカード交付を円滑に行う。	・マイナンバーカード交付率
1-2-3	マイナンバーカード利活用	・証明書等のコンビニ交付、電子申請手続き時の本人認証のほか、利用者証や自治体マイナポイントなど、市独自のマイナンバーカードの利活用場面を検討する。 ・健康保険証利用など、市内でマイナンバーカードが使える場面を増やすための周知を行う。	・市独自の利活用手段数

5 取組事項 (1) 市民サービス

1-3 データの利活用

デジタル化の基盤として、官民データの収集・分析・活用の仕組みを作り、市民サービス・行政運営に付加価値を作り出します。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
1-3-1 2-4-1	オープンデータの推進	・国の推奨データセット等のデータを整備し、広島広域都市圏オープンデータポータルサイトに掲載する。	・オープンデータポータルサイトへの掲載データ数
1-3-2 2-4-2	統合型・公開型GISの活用	・庁内で所属横断的に業務利用できる「統合型GIS※（地理情報システム）」を整備し、情報共有の迅速化、複数データの重ね合わせによる分析・判断の高度化を図る。 ・令和3年度多様な広域連携促進事業（総務省委託事業）の成果品となるデータ・仕組みを継続的に活用する。 ・ホームページ上で市民等が閲覧できる「公開型GIS」を整備し、防災や都市計画、道路、公共施設等の情報を地図上で公開する。	・GISの活用情報数
1-3-3 2-4-3	スマートシティの検討	・将来のスマートシティの取組を見据えて、防災等の分野における官民のデータ連携基盤を構築し、データの収集・分析・利活用を実証的に取り組む。	・実証的な取組の着手件数
1-3-4 2-4-4	BIツールによるデータ活用	・データを数字や表形式ではなく、グラフ・地図など視覚的に表現する「BIツール※（データ可視化ツール）」を活用できる職員の育成、体制の整備を行い、市民等へのデータの見える化を行う。	・BIツールを活用した発信件数
1-3-5 2-4-5	データ活用型EBPM	・ビッグデータ、パーソナルデータ等を分析し、政策に反映させるEBPM※（証拠に基づく政策立案）の取組を庁内に広げていく。 ・データを分析・活用できる職員を育成するとともに、研究会や実証実験に積極的に参加し、知見・実績を積み重ねる。	・EBPMの取組件数

5 取組事項 (1) 市民サービス

1-4 デジタルデバイド対策

「誰一人取り残されないデジタル化」をめざすため、デジタルを活用できる人を増やし、デジタルを活用できる環境を充実させます。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
1-4-1	デジタルを学ぶ機会・仕組みの提供	・携帯電話事業者や企業，団体等と連携し，地域においてスマートフォンやアプリの使い方を学び，相談できる機会を提供する。 ・高齢者，障害のある人など，デジタル格差が生じやすい人について，実態把握に努め，格差解消につながる支援策を検討する。	・教室・相談会の回数，参加者数
1-4-2	情報通信基盤の維持・確保	・光ファイバー網や5G※（第5世代移動通信システム）など，地域間の情報格差が生じないように，民間サービスの動向を踏まえて，市としての整備や関係機関への要望等を行う。	・人口カバー率
1-4-3	公衆無線LANの普及	・デジタル活用の基盤として，市内の人が集まる場所で公衆無線LANが使える状態になることをめざし，周知や働きかけを行う。公共施設は優先度を見極めた上で整備を検討・実施する。	・公衆無線LANが整備された公共施設数

5 取組事項 (1) 市民サービス

1-5 地域社会のデジタル化

市民生活を取り巻くあらゆる分野において、デジタル技術を活用した課題解決に挑戦し、サービス向上や新たな価値の創造につなげます。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
1-5-1	防災分野のデジタル化	・災害情報の集約・発信の仕組みの構築，避難経路のデジタル化等による避難行動の促進，災害の予兆検知の実証実験など，デジタル技術を活用し災害対応力を強化する。	・取組件数
1-5-2	情報発信のデジタル化	・情報発信は，デジタル・アナログの様々な手段を組み合わせで行う必要があることを前提に，アナログ手段では届けられない速さ・対象者に対してデジタル広告やSNS等のデジタル手段を活用して情報発信する。 ・イベント情報をはじめ，市内のさまざまな情報が入手しやすいデジタル手段の仕組みの構築，ホームページの充実を行う。	・取組件数
1-5-3	教育分野のデジタル化	・児童生徒や教職員など現場の声を踏まえ，ICT利活用環境の強化，デジタルコンテンツの教育現場での活用を図る。	・取組件数
1-5-4	産業分野のデジタル化	・キャッシュレス決済やオンライン広告・販売，テレワーク促進など，市内事業者のデジタル化を促進する。 ・農林水産業や工業・商業・サービス業など，各産業分野においてデジタル技術を活用した取組を検討・実施する。	・取組件数
1-5-5	健康・福祉・子育てのデジタル化	・医療や介護，福祉，子育てなどにおいて，新しい技術・サービスを活用した取組を検討・実施する。	・取組件数
1-5-6	土木・建築分野のデジタル化	・広島県のデジフラ構想との連携を含め，土木・建築分野におけるデジタル技術を活用した取組を検討・実施する。	・取組件数
1-5-7	くらしのデジタル化	・移動や買い物，地域コミュニティなど，市民生活を支える仕組みにおいて，新しい技術・サービスを活用した取組を検討・実施する。	・取組件数

5 取組事項 (2) 行政運営

2-1 デジタルツール活用による業務改革

デジタルツールの活用を前提に、効率的・効果的な業務プロセスに再構築します。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
2-1-1	業務プロセスの再構築	・全庁業務量調査（令和3年度）をもとに、手順の入れ替え、ツール・担い手の見直しなど、全庁的に業務プロセスの再構築が進むよう進捗を管理する。	・業務の削減効果時間
2-1-2	デジタルツールの活用	・AI活用サービス、タブレット端末、データベースソフト、クラウド型の業務支援サービスなど、デジタルツールを活用し、各所属の業務の効率化・高度化に取り組む。	・取組件数
2-1-3	RPAの活用	・パソコン作業の自動化ツールであるRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を庁内のほぼすべての所属で活用している状態にする。 ・RPAの開発作業を専門事業者への委託、副業人材の活用など、外部人材を活用することにより、開発スピードを加速化する。	・業務の削減効果時間

5 取組事項 (2) 行政運営

2-2 場所に捉われない働き方改革

災害時等の業務継続，多様な働き方の実現による執務能率の向上を図るため，庁舎以外の場所で庁舎内と同様の働き方ができる環境を構築します。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
2-2-1	ペーパーレス化の推進	・電子決裁機能のある文書管理システムを稼働させ，電子決裁できる起案文書を順次拡大する。グループウェアの簡易決裁機能等と併せて，将来的に電子決裁率100%をめざす。前提として，庁内の所属間手続の押印を原則廃止する。 ・スキャナを使いやすくする。 ・会議室での画面投影やWeb会議を行いやすい環境を整備する。 ・職員の業務用端末はノートパソコンを基本に，必要に応じて外部ディスプレイを使用し，打合せ時に持ち運べる機動性と，執務時の2画面作業での効率性を両立する業務環境を準備拡大する。 ・FAXを電子データで送受信したり，庁舎外から送受信できる仕組みを整備する。	・庁内の紙の使用量
2-2-2	テレワークの推進	・庁舎外において業務ができるテレワーク端末・環境を充実させる。 ・テレワークに対応した職員制度を確立する。 ・離れた場所での職員間のコミュニケーションを円滑に行うため，職員1人ずつへの電子メールアドレス割り当て，チャットツールの導入を行う。 ・庁舎電話の外線着信・発信を携帯電話等で行うことができる仕組みの構築を検討・試行する。	・テレワークを行った職員数・日数

5 取組事項 (2) 行政運営

2-3 情報システムの全体最適化

テレワークの推進，国の情報システムの標準化の動き等を踏まえて，情報システム・セキュリティ・ネットワークを再構築します。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
2-3-1	情報システムの標準化・共通化	・国の期限（令和7年度）までに，基幹業務システムを標準準拠システムに移行する。移行にあたっては，業務プロセスの見直し，他自治体との共同調達を優先的に検討する。 ・基幹業務システムの標準化に併せて，文書管理等の内部事務系システムのあり方を検討し，新たな働き方に対応したシステムを検討・構築する。 ・上記以外のシステムについても，「2-1 デジタルツール活用による業務改革」の取組に併せて随時見直しを行う。	・標準準拠システムへの移行が完了した業務数
2-3-2	ネットワーク・セキュリティの再構築	・国の情報セキュリティポリシーガイドラインの見直し，テレワーク等の新たな働き方への対応等の観点を踏まえて，インターネット系ネットワークにグループウェアや一部の内部事務系システムを置くネットワーク・セキュリティモデル（β'モデル）への移行をめざし，情報システム・ネットワーク・セキュリティの再構築を行う。	・ネットワーク・セキュリティ再構築の完了

5 取組事項 (2) 行政運営

2-4 データの利活用（再掲）

デジタル化の基盤として、官民データの収集・分析・活用の仕組みを作り、市民サービス・行政運営に付加価値を作り出します。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
1-3-1 2-4-1	オープンデータの推進	・国の推奨データセット等のデータを整備し、広島広域都市圏オープンデータカタログサイトに掲載する。	・オープンデータカタログサイトへの掲載データ数
1-3-2 2-4-2	統合型・公開型GISの活用	・庁内で所属横断的に業務利用できる「統合型GIS※（地理情報システム）」を整備し、情報共有の迅速化、複数データの重ね合わせによる分析・判断の高度化を図る。 ・令和3年度多様な広域連携促進事業（総務省委託事業）の成果品となるデータ・仕組みを継続的に活用する。 ・ホームページ上で市民等が閲覧できる「公開型GIS」を整備し、防災や都市計画、道路、公共施設等の情報を地図上で公開する。	・GISの活用情報数
1-3-3 2-4-3	スマートシティの検討	・将来のスマートシティの取組を見据えて、防災等の分野における官民のデータ連携基盤を構築し、データの収集・分析・利活用を実証的に取り組む。	・実証的な取組の着手件数
1-3-4 2-4-4	BIツールによるデータ活用	・データを数字や表形式ではなく、グラフ・地図など視覚的に表現する「BIツール※（データ可視化ツール）」を活用できる職員の育成、体制の整備を行い、市民等へのデータの見える化を行う。	・BIツールを活用した発信件数
1-3-5 2-4-5	データ活用型EBPM	・ビッグデータ、パーソナルデータ等を分析し、政策に反映させるEBPM※（証拠に基づく政策立案）の取組を庁内に広げていく。 ・データを分析・活用できる職員を育成するとともに、研究会や実証実験に積極的に参加し、知見・実績を積み重ねる。	・EBPMの取組件数

5 取組事項 (3) 関係人口創出

3-1 プロモーションのデジタルファースト

製作費にお金をかける経費配分を見直し、制作・伝達・検証の経費配分が3:6:1になるように、デジタル媒体を活用し、市内外の関係者に向けて「伝える」、「効果検証」に重きを置いた情報発信に取り組みます。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
3-1-1	デジタルマーケティングの活用	・移住を対象に、デジタルマーケティングの企画・制作・伝達・検証の一連の流れを行う。その経験・仕組みを他分野の情報発信に活用する。 ・効果検証が行いやすいデジタル媒体の利点を活かして、費用対効果を見極めながら、SNSやポータルサイト、アプリ等のデジタル広告活用を行う。	・デジタルマーケティングに取り組んだ分野数
3-1-2	SNSの活用	・市内外に情報を届ける手段としてSNSを積極的に活用する。動画やメッセージ画像など、受信者が読みたくなる、クリックしたくなるような発信内容の魅力化を研究・試行する。	・市公式LINEアカウントの友だち数
3-1-3	動画の活用	・動画には文字や写真では伝わりにくい情報を伝えられる力があるため、市民に対する市政情報の発信から、市内外への三原の魅力の発信に至るまで、動画を積極的に活用する。	・市公式Youtubeチャンネルの動画掲載数、視聴回数

5 取組事項 (3) 関係人口創出

3-2 デジタル・リアル融合による交流・関係・移住の拡大

オンライン上のコンテンツ・サービスを充実させ、三原の認知や三原の場所・モノ・人とのリアルな接点を拡大します。

主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
3-2-1	オンラインイベント・サービスの充実	・デジタルマーケティングのコンテンツの一つとして、移住や関係人口など、オンラインでの三原との接点を作る相談会やセミナー等のイベントを定期的を開催する。 ・地域の課題解決を市内外の関係者が話し合い提案するイベント（アイデアソン・ハッカソン等）を開催する。 ・三原の実際の場所・モノ・人につながるオンラインサービスを充実させる。	・開催回数，参加者数
3-2-2	観光デジタルマーケティング	・DMC（Destination Management Company）と連携して、オンライン上のコンテンツ，観光商品，ECサイトを充実させ，データを分析・活用し，観光消費額や商品販売額，観光客数の拡大につなげる。	・関連サイトのページビュー数
3-2-3	ふるさと納税の推進	・ふるさと納税制度を通じて，三原の地場産品や取組の認知，ファンの拡大に取り組む。	・ふるさと納税寄附金額，件数

5 取組事項 (3) 関係人口創出

3-3 テレワーク等による関係人口の拡大

ワーケーション等による市内への滞在，オンラインによる市外から市内事業への参加など，場所に捉われない形で，関係人口を拡大します。

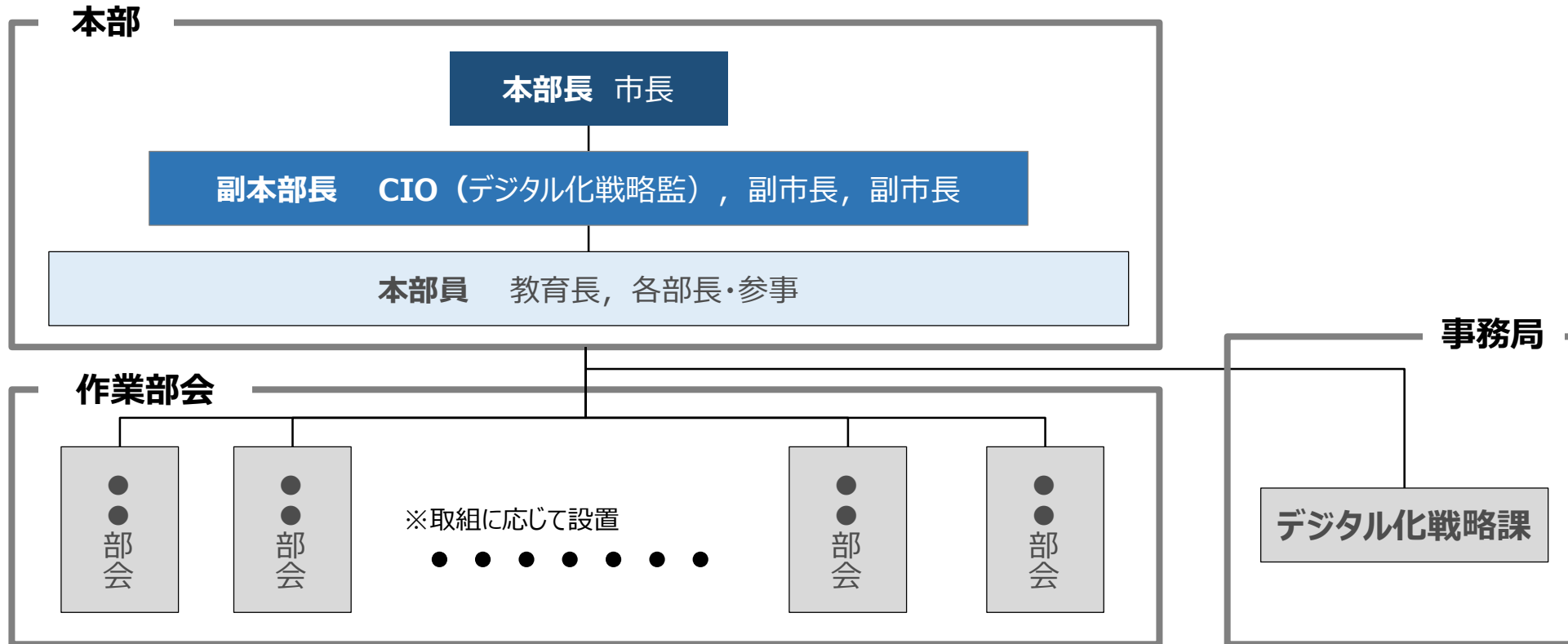
主な取組名		取組内容	達成度を測る指標
3-3-1	サテライトオフィスの誘致	・市内のサテライトオフィスへの企業誘致のほか，市内でテレワーク・ワーケーション等が行える場所を増やし，取組を発信する。	・誘致件数
3-3-2	テレワーク・副業等オンライン就業の促進	・市内事業者がテレワーク等により市内外の副業者を受け入れることで，新しいビジネスノウハウ・労働力を得て，事業や関係人口が拡大する状態をめざす。 ・パソコン操作等のビジネススキルの習得支援，場所に捉われない就業機会の提供など，多様な働き方の一つとしてテレワークによる就業を促進する。	・副業人材の活用件数

6 推進方法

(1) 推進体制

<庁内>

- 市長・CIO（最高情報責任者，Chief Information Officer，デジタル化戦略監）・副市長を中心とする「三原市デジタルファースト推進本部」において，本計画の推進及び進捗管理を行います。
- 取組事項に応じて，庁内の関係課で構成する作業部会や庁内横断的なチームを設置するなど，所管業務を超えた取組を促します。

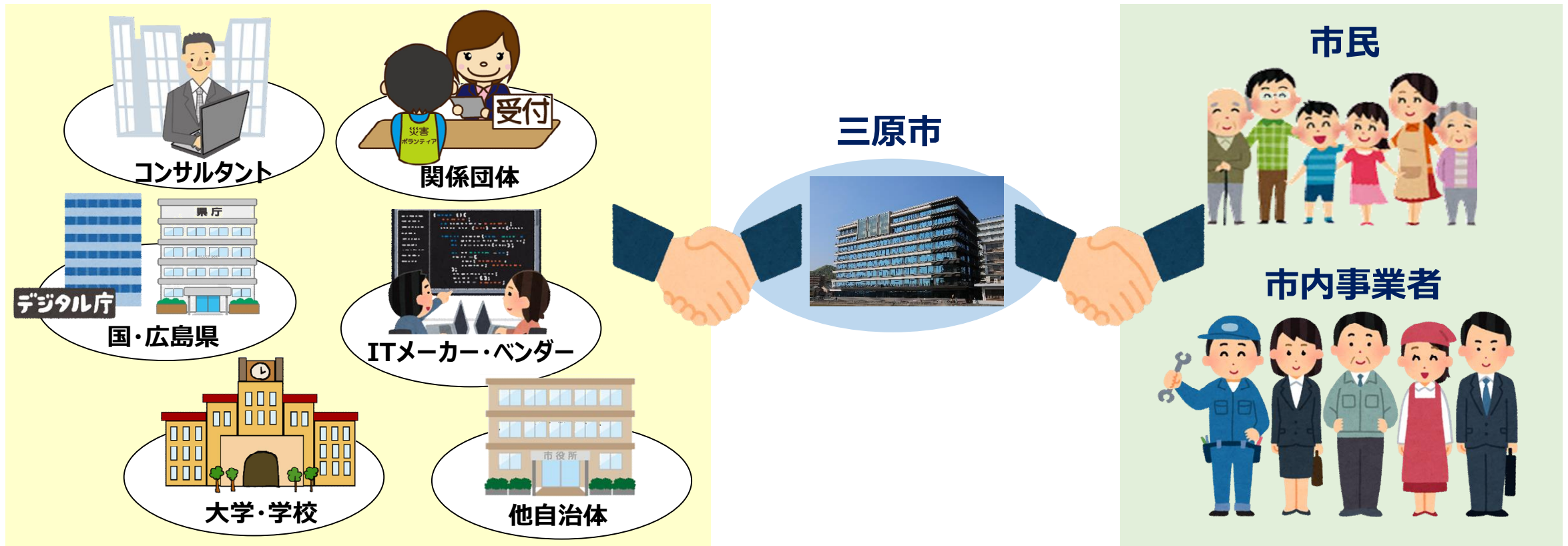


6 推進方法

(1) 推進体制（つづき）

<庁外>

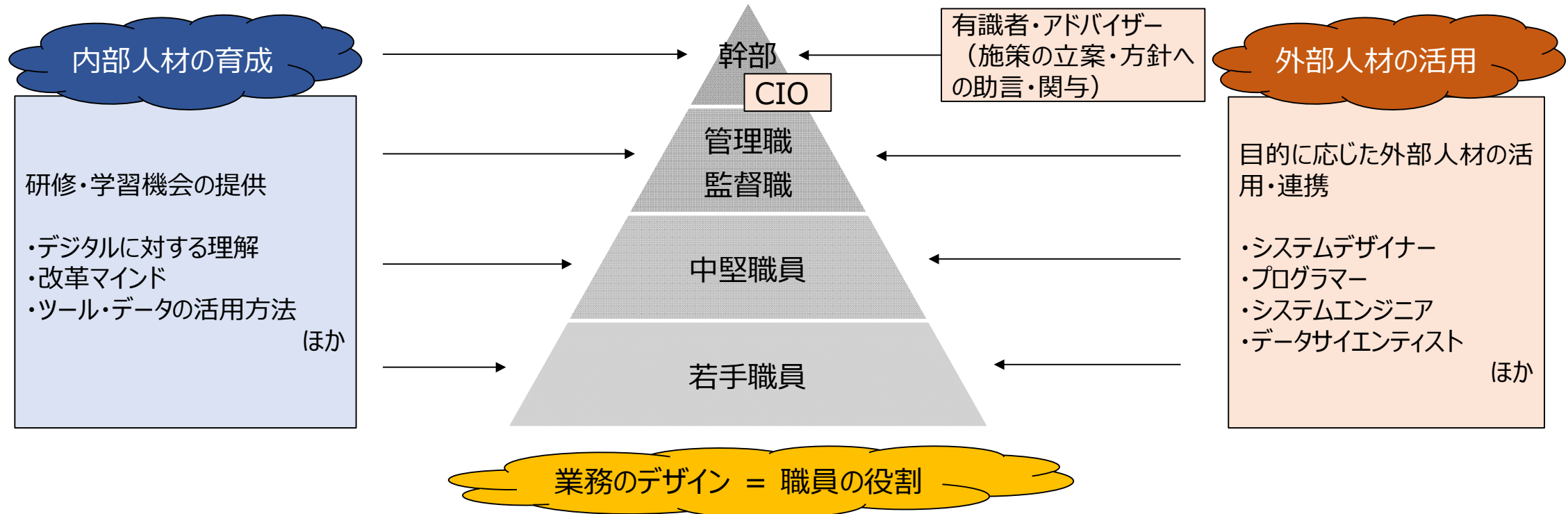
- 新たな価値の創造につなげるため、国や広島県、他自治体、住民・企業・団体・教育機関等と幅広く連携して取り組みます。そのために、三原市の取組状況を積極的に情報発信・公開します。
- 特に、自治体共通の業務・システムについては、他自治体との共同利用や共通化を優先的に検討するため、広島県や県内外の自治体等と積極的に連携します。



6 推進方法

(2) 人材の確保・育成

- デジタル化の推進にあたっては、デジタル施策を企画・実行する人材、技術を活用する人材を組み合わせる取り組みが必要であり、次のような考え方で人材の確保・育成を図ります。
 - 最新の技術動向の収集・取り組むべき分野の選定等にあたっては、有識者・アドバイザーなど、外部人材の知見を活かします。
 - 外部人材の知見をもとに、事務・事業に落とし込み施策を実行できる職員を、幹部・中堅・若手など各階層ごとに育成します。民間企業等への派遣，研修の企画・実施，オンライン研修サービスの受講機会の確保など，さまざまな育成手段を試行・実施します。
 - データ分析やシステム構築など高度なデジタル技術を要する場面では，業務委託や副業等による外部人材を活用します。



参考：用語集

用語	用語の説明	主な掲載場所
RPA	Robotic Process Automation の略。ロボット技術を用いてパソコン等の操作の自動処理を行うこと。	19ページ
EBPM	Evidence Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づき政策立案すること。	16・22ページ
AI	人工知能。Artificial Intelligence の略。人間が行う知的なふるまい（学習・予測・判断等）を人工的な方法で実現する技術のこと。	14ページ
オープンデータ	国や地方公共団体・事業者等が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工・編集・再配布等）できるように、一定のルールで公開されたデータのこと（営利目的・非営利目的を問わず二次利用可能、機械判読に適した形、無償で利用可能）。	16・22ページ
GIS	地理情報システム。Geographic Information Systemの略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。	16・22ページ
CIO	最高情報責任者。Chief Information Officer の略。企業や行政機関等の組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。	26ページ
推奨データセット	オープンデータの公開と利活用の促進を目的に、国として公開を推奨するデータと、データ作成のルール・フォーマット等を定めたもの。	16・22ページ
スーパーシティ	AIやビッグデータ等の先端技術の活用と大胆な規制改革等によって、未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を作る戦略的プロジェクトのこと。	8ページ
スマートシティ	ICT等の新技術や官民データを活用し、市民サービスの高度化や効率化を行い、都市や地域が抱える諸課題の解決、新たな価値の創造につなげる取組のこと。	16・22ページ
デジタルデバйд	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。	17ページ
デジタルマーケティング	デジタル技術を活用して、サービスの企画・開発や宣伝、市場分析などを行う取組のこと。	23ページ
BIツール	Business Intelligenceの略。データを収集・分析して、迅速な意思決定を補助するツールのこと。主にデータをグラフや図で可視化する機能がある。	16・22ページ
ぴったりサービス	マイナポータル（マイナンバー制度の導入に併せて導入された、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。）の中の行政手続の検索や電子申請ができる機能のこと。	14ページ
5G	「超高速」、「多数接続」、「超低遅延」の特徴を持つ次世代の移動通信システムのこと。	17ページ